

議案第94号

那須塩原市との間において那須地域定住自立圏形成協定を締結することについて

大田原市及び那須塩原市の間において那須地域定住自立圏形成協定を別紙のとおり締結するため、大田原市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成25年条例第19号）の規定により、議会の議決を求める。

平成26年12月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 那須地域定住自立圏の形成に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）及び大田原市（以下「乙」という。）は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、那須地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱第4の規定によるものをいう。）を行った甲と連携の意思を有する乙との間において、相互に役割を分担して、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、充実させるとともに、地域活性化に努め、住民が安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

### （連携する政策分野及び取組の内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 前条に規定する政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲乙の役割は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務執行に当たっての連携、協力及び経費負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲乙は、前条において規定するもののほか、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該経費を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する経費の負担については、その都度、甲乙が協議して別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 甲乙は、この協定の規定を変更しようとする場合は、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲乙は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

### （協定の廃止）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を相手方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面により行うものとし、これに議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があったときは、当該通告があった日から起算

して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2  
那須塩原市

那須塩原市長 阿久津 憲 二

乙 栃木県大田原市本町1丁目4番1号  
大田原市

大田原市長 津久井 富 雄

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 環境

① 再生可能エネルギーの導入促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の豊かな自然環境を保全育成するとともに、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、低炭素社会に対応した圏域のエネルギーの創造及び利活用を図る。	乙と連携して、太陽光、小水力など地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、公共及び民間施設での利用促進に取り組む。	甲と連携して、太陽光、小水力など地域資源を活用した再生可能エネルギーについて、公共及び民間施設での利用促進に取り組む。

② 鳥獣害防止

取組内容	甲の役割	乙の役割
有害鳥獣の捕獲等について、情報の共有化を図り、鳥獣害防止に取り組む。	乙と連携して、有害鳥獣の捕獲等について、情報の共有化を図り、鳥獣害防止に取り組む。	甲と連携して、有害鳥獣の捕獲等について、情報の共有化を図り、鳥獣害防止に取り組む。

③ 循環型社会の構築に向けた取組

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内における循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境保全に関連する活動に連携して取り組む。	乙と連携して、圏域内のスマートシティの推進等循環型社会の構築に向けた環境整備を連携して取り組む。	甲と連携して、圏域内のスマートシティの推進等循環型社会の構築に向けた環境整備を連携して取り組む。

(2) 産業振興

① 観光、物産等地域資源の有効活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の自然景勝地や温泉、歴史・文化、農産物等の魅力あふれる観光、物産資源を有効に活用し、観光客の増加や販路の拡大に向けたPR活動に連携して取り組む。	ア 観光客の滞在時間の延長を図るため、乙及び関係機関と連携して、自然、温泉、歴史・文化等の地域資源を組み合わせた観光商品並びに観光ルートの開発に連携して取り組む。	ア 甲及び関係団体と連携して、自然、温泉、歴史・文化等の地域資源を組み合わせた観光商品並びに観光ルートの開発に連携して取り組む。
	イ 圏域の農産物などの販路を拡大するため、圏域内外で行われるPRイベント等を乙及び関係機関と連携して実施するとともに、圏域の魅力を圏域内外に情報発信する。	イ 圏域の農産物などの販路を拡大するため、圏域内外で行われるPRイベント等を甲及び関係機関と連携して実施するとともに、圏域の魅力を圏域内外に情報発信する。

(3) その他

① 情報発信ネットワークの強化

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、情報発信ネットワークの整備を推進するとともに情報の共有化に努める。	圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、乙と連携して、情報発信ネットワークの整備を推進するとともに情報の共有化に努める。	圏域内のPRを主として圏域内外へ情報を発信するため、甲と連携して、情報発信ネットワークの整備を推進するとともに情報の共有化に努める。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

取組内容	甲の役割	乙の役割
公共交通のネットワーク化を図り、利用者の利便性を向上させることにより、公共交通の利用を促進し、圏域内の交流の活性化を図る。	関係機関と連携し、鉄道や路線バスなど地域公共交通機関の利用促進を図る。 また、乙及び関係機関と連携して、圏域内の課題の把握に努めるとともに、利用者のニーズに即した公共交通ネットワークの構築に向けた調査研究を行う。	関係機関と連携し、鉄道や路線バスなど地域公共交通機関の利用促進を図る。 また、甲及び関係機関と連携して、利用者のニーズに即した公共交通ネットワークの構築に向けた調査研究を行う。

(2) 地産地消の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域における地産地消を推進するため、各種事業及び普及啓発活動を行う。	ア 乙と連携して、圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調査・研究を行う。	ア 甲と連携して、圏域全体で取り組む地産地消に関する事業の調査・研究を行う。
	イ 乙及び関係機関と連携して、地産地消の普及啓発活動を推進する。	イ 甲及び関係機関と連携して、地産地消の普及啓発活動を推進する。
	ウ 圏域の地産地消の関係者と連携して、地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。	ウ 圏域の地産地消の関係者と連携して、地産地消に関するイベントの開催、特産品づくり等の支援、地産地消の取組に関する情報の発信等を行う。

(3) 地域内外の住民との交流促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
地域の資源を活かしたイベント等を連携して開催し、圏域住民の交流を促進する。	乙と連携して、圏域内で実施する各種イベント等について、甲の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進し、地域経済の振興を図る。	甲と連携して、圏域内で実施する各種イベント等について、乙の住民への周知宣伝を行い、相互交流を促進し、地域経済の振興を図る。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 人材育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内市町職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、合同研修及び人事交流を行う。	乙と連携して、職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、外部から招聘した専門家等による合同研修及び人事交流を行う。	甲と連携して、職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、外部から招聘した専門家等による合同研修及び人事交流を行う。

(2) 外部からの人材確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。	乙と連携して、圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。	甲と連携して、圏域内の資源等を活用するため、豊富な知識・経験を有する専門家等を外部から招聘する。

(3) コンピュータシステムの共同利用等

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。	乙と連携して、圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。	甲と連携して、圏域内においてコンピュータシステム等の共同利用に向けて、情報の共有化に努め、調査研究等を行う。

(4) 地域人材の活用

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域内において、様々な分野で知識や技能を有する人材等や地域で活躍している団体等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。	乙と連携して、様々な分野で知識や技能を有する人材等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。	甲と連携して、様々な分野で知識や技能を有する人材等の情報を共有し、地域人材の活用を図る。